

## 記 載 要 領 (心臓)

疾患等により永続的に心臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。

診断書は障害認定の正確を期するため、児童のための「18歳未満用」と成人のための「18歳以上用」とに区分して作成する。

### 総括表 身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）

- ① 「障害名」欄  
「心臓機能障害」と記載する。
- ② 「原因となった疾病・外傷名」欄  
原因疾患名はできる限り正確に書く。  
（「大動脈弁閉鎖不全症」「僧帽弁狭窄兼閉鎖不全症」「虚血性心疾患」「洞不全症候群」等詳細に記載）
- ③ 「疾病・外傷発生年月日」欄  
疾病・外傷発生年月日の記載については、初診日でもよく、不明確な場合は推定年月日を記載する。
- ④ 「参考となる経過・現症」欄  
傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を記載する。障害固定又は確定（推定）の時期については、手術を含む治療の要否との関連をも考慮し記載する。
- ⑤ 「総合所見」欄  
経過及び現症からみて障害認定に必要な事項を記載する。

#### ※将来再認定について

将来再認定の「要・不要」の別について必ずどちらかに○印を記載する。

将来再認定を「要」とする場合は、「軽度化・重度化」の別も必ずどちらかに○印を記載する。

特に乳幼児期での申請や更生医療、その他治療・訓練により障害程度が将来軽減されると予測される（「軽度化」を選択した）場合等においては、将来再認定の時期等も必ず記載する。

ペースメーカー又は体内植込み型除細動器を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く）については、原則として、当該植え込みから3年以内の期間内に再認定のための診査を行うこととする。

再認定が必要な例 【将来再認定  要  軽度化・重度化  不要】

【再認定の時期 1年後  3年後  5年後】

- ⑥ 診断年月日、医療機関名、診療担当科名、医師氏名欄を必ず記載し、押印すること。
- ⑦ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見（指定医の意見）欄

**障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に**

- ・ 該当する
- ・ 該当しない のどちらかに○印を記入してください。

**障害程度等級についての参考意見**

- 級相当 必ず等級を記入してください。

**診断書様式（心臓の機能障害の状況及び所見）**

1 「臨床所見」について

臨床所見については、それぞれの項目について、有無のいずれかに○印を付けること。その他の項目についても必ず記載すること。

2 「胸部エックス線所見」について

胸部エックス線所見の略図は、丁寧に明確に書き、異常所見を記載する必要がある。心胸比は必ず算出して記載すること。

3 「心電図所見」について

心電図所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。運動負荷を実施しない場合には、その旨を記載すること。STの低下については、その程度を何mVと必ず記載すること。

4 「心エコー図、冠動脈造影所見（18歳未満用）について

乳幼児期における心臓機能障害の認定に重要な指標となるが、これを明記すること。

5 「活動能力の程度」（18歳以上用）について

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成に当たってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

**診断書の活動能力の程度と等級の関係は次のとおり。**

- ア → 非該当
- イ・ウ → 4級相当
- エ → 3級相当

オ → 1級相当

6 「養護の区分」（18歳未満用）について

18歳未満の場合は、養護の区分の判定が障害程度の認定に極めて重要な意味をもつので、この点に十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶこと。

**診断書の養護の区分と等級の関係は次のとおり。**

- (1) → 非該当
- (2)・(3) → 4級相当
- (4) → 3級相当
- (5) → 1級相当

7 「ペースメーカーの適応度」「体内植込み型除細動器の適応度」及び「身体活動能力(運動強度)」（18歳以上用）について

ペースメーカー又は体内植込み型除細動器植え込み後の心臓機能障害の認定にきわめて重要な意味を持つので、**植え込みを行った場合は必ず記載すること**。手術年月日も必ず記載すること。

なお、身体活動能力（運動強度）について、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態（一番低いメッツ値）を記載するものとする。

